

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公表番号】特表2019-531133(P2019-531133A)

【公表日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-044

【出願番号】特願2019-517792(P2019-517792)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/12 (2006.01)

A 6 1 L 27/18 (2006.01)

A 6 1 L 27/16 (2006.01)

A 6 1 L 27/56 (2006.01)

A 6 1 L 27/36 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/12

A 6 1 L 27/18

A 6 1 L 27/16

A 6 1 L 27/56

A 6 1 L 27/36 1 3 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月2日(2020.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

乳房処置システムであって、

低密度インプラントであって、前記インプラント内に流体蓄積を可能にしない材料を含む、低密度インプラントと、

無細胞組織マトリックス組成物であって、前記低密度インプラント及び無細胞組織マトリックスが、胸部部位内に前記低密度インプラント及び無細胞組織マトリックス組成物の埋め込みを可能にするよう構成されており、こうして、前記低密度インプラントが前記無細胞組織マトリックスの少なくとも一部に接触して保持され、前記低密度インプラントが前記無細胞組織マトリックスを周辺組織に接触させて保持する、無細胞組織マトリックス組成物と、

を含む、システム。

【請求項2】

前記低密度インプラントが、流体に実質的に非透過性である外側層により覆われている、連続気泡発泡体を含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記インプラントが独立気泡ポリウレタンからなる、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記インプラントが、ポリウレタン、シリコーン、ポリ塩化ビニル、アクリレートベースとするポリマー又はポリエチレンから選択される材料を含む、請求項1～3のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項5】

前記インプラントが、前記インプラント内の可撓性チャンバーを更に含む、請求項1～4のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項6】

前記チャンバーが、可撓壁を有するブラダーを備える、請求項1～5のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項7】

前記可撓性チャンバーが、前記可撓性チャンバー内に入る又はここを出る流体を収容するための導入口を備える、請求項5～6のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項8】

前記無細胞組織マトリックスが、ヒト無細胞組織マトリックスを含む、請求項1～7のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項9】

前記無細胞組織マトリックスが、皮膚無細胞組織マトリックスを含む、請求項8に記載のシステム。

【請求項10】

前記インプラントが涙形状のインプラントである、請求項1～9のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項11】

前記インプラントが丸みのあるインプラントである、請求項1～9のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項12】

前記インプラントが、2種以上の材料片を含む、請求項1～11のいずれかに記載のシステム。